8　食品循環資源の再生利用等の促進のための普及啓発

食品循環資源の再生利用等を促進するため、国は、特定肥飼料等の製造の技術的支援と併せて、肥料については、食品循環資源を利用し、成分及び品質についての一定の基準を満たした肥料を認証する仕組み及び当該肥料を利用した農産物や当該農産物を使用した加工食品を普及する仕組み（食品リサイクル製品認証・普及制度）を広く普及するものとする。また、飼料については、食品循環資源を利用し、成分及び品質についての一定の基準を満たした飼料（以下「エコフィード」という。）を認証する仕組み（エコフィード認証制度）及びエコフィードを給与した家畜から得られた畜産物や当該畜産物を使用した加工食品を認証する仕組み（エコフィード利用畜産物認証制度）を広く普及啓発するものとする。

さらに、先進的に食品循環資源の再生利用等に取り組む優良な食品関連事業者に対して表彰を行い、その取組を評価するなど、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の取組を促進するものとする。

9　研究開発の促進

食品循環資源の再生利用等を一層促進していくためには、経済性及び効率性に優れた技術の開発及び普及が不可欠である。

このため、国は、これまでに開発した食品循環資源の再生利用等に係る技術の普及に努めるほか、産学官の研究機関が連携して再生利用等を更に促進するために必要な新たな手法の開発を促進していく必要がある。

四　環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

食品循環資源の再生利用等の促進のためには、食品廃棄物等の発生の抑制を始めとする広範な国民の協力が必要であることに鑑み、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識について、国民への普及啓発を図ることが必要である。

具体的には、国及び地方公共団体は、様々な情報伝達、持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）の視点も取り入れた環境教育・環境学習、広報活動及び消費者団体との連携等を通じて、食品廃棄物等の発生状況、食品関連事業者の優良な食品循環資源の再生利用等の取組、賞味期限や消費期限を含めた食品表示に関する正しい理解を促すものとする。

さらに、食品循環資源の再生利用等に積極的な食品関連事業者が提供する農畜水産物や食品の購入又は当該食品関連事業者の店舗の積極的な利用等の食品関連事業者の取組の支援につながる消費行動の推進、食品廃棄物をなるべく出さない調理方法や献立の普及、食品循環資源の再生利用等を円滑に実施するための適切な分別等に関する知識の普及及び「もったいない」という意識の醸成を図るものとする。

また、このような意識の醸成を図る上で、食品循環資源の再生利用等に関する体験活動を推進することが重要であるため、学校における食育の一環として、学校給食等から排出される食品循環資源の肥料等への活用等の取組を通じて、子どもの食品循環資源の再生利用等に対する理解が一層促進されるよう努めるものとする。

さらに、食品関連事業者は、自らの食品循環資源の再生利用等の取組を、自社のホームページや環境報告書、店頭での掲示等を通じて積極的に情報提供するよう努めるものとする。

五　その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

食品循環資源の再生利用等の促進については、循環型社会の形成推進の効果のみならず、環境教育・環境学習や食育の推進のほか、地域活性化やバイオマスの利活用、食料自給率及び飼料自給率の向上、有機農業の推進等、関連する多様な政策目的の達成にも資するものである。このことを踏まえ、関係主体が連携を強化し、食品循環資源の再生利用等に関する施策を一体的に推進し、相乗効果を高めていくことが重要である。

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第二号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第四号）第三条第二項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第三条第二項の主務大臣が定める期間及び基準発生原単位（平成二十六年三月三十一日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）の全部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年七月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第三条第二項の主務大臣が定める期間及び基準発生原単位

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第三条第二項の主務大臣が定める期間及び基準発生原単位は、次の表のとおりとする。

業種	期間	基準発生原単位
肉加工品製造業	平成26年４月１日から平成31年３月31日まで	113kg／百万円
牛乳・乳製品製造業		108kg／百万円
水産缶詰・瓶詰製造業		480kg／百万円
野菜漬物製造業		668kg／百万円
味そ製造業		191kg／百万円
しょう油製造業		895kg／百万円
ソース製造業		59.8kg／t
パン製造業		194kg／百万円
麺類製造業		270kg／百万円
豆腐・油揚製造業		2,560kg／百万円
冷凍調理食品製造業		363kg／百万円